

議第4号議案

民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書

民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月17日

提出者 ふじみ野市議会議員

民 部 佳 代

賛成者 ふじみ野市議会議員

小 高 時 男

塚 越 洋 一

伊 藤 美 枝 子

鈴 木 啓 太 郎

ふじみ野市議会

議 長 小 林 憲 人 様

民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書

民生委員・児童委員は、急速な高齢化及び単身高齢世帯の増加に伴う支援、生活困窮者自立支援制度や地域福祉分野での活動、児童虐待や引きこもりの調査など、地域課題の早期発見・早期対応によって市民生活を守ってきました。

特に、地域福祉分野の担い手としての役割は大変に重要であり、認知症高齢者への対応や災害時の要配慮者の把握、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを目的とした地域包括ケアシステムの実現にあたって、欠かせない存在です。

しかし、民生委員・児童委員の業務内容の広範化や業務量の増加、支援対象者の多様化や複雑化などが顕在化しており、その結果、担い手不足が深刻化してきています。こうした状況を踏まえて、平成26年4月に厚生労働省の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」において報告書がまとめられてきましたが、未だ解決の糸口が見えておらず、全国的に欠員の増加が続いています。

ふじみ野市内においてもいくつかの地域で欠員があるばかりではなく、自治組織の会長が兼務するところも存在し、民生委員・児童委員が本来担うべき活動が円滑に行われず、機能不全を起しかねない事態が想定されます。

そこで、国においては、民生委員・児童委員の担い手不足の解消に向け、下記の点を速やかに対応されることを強く求めます。

記

- 1 「検討会」に留まらない、担い手不足に対する抜本的な対策会議の設立
- 2 民生委員・児童委員の活動費等の見直し
- 3 各自治体の担い手確保のための財政支援
- 4 業務負担軽減に向けた活動記録の簡易化

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣